

知って
おきたい

乗用型農耕トラクタおよび 農耕作業用トレーラの法令区分!

- 乗用型農耕トラクタで「公道等を走行」する際に必要な運転免許は、最高速度と車体の大きさで決まります。
- 最高速度15km/h、全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m（安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合は2.8m）を1つでも上回るもの（直装型の農作業機を装着した場合はこれも含めた大きさ）は「大型特殊自動車免許」が必要です。
- 車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、さらに「けん引免許」が必要です。
- 単体で走行する最高速度35km/h未満の乗用型農耕トラクタは、道路運送車両法上は小型特殊自動車に区分され、「車検・自賠責保険の対象外」となります（任意保険への加入を推奨します）。
- 単体で走行する最高速度35km/h以上の乗用型農耕トラクタは、道路運送車両法上は大型特殊自動車に区分され、「車検・自賠責保険の加入」が必要となります。また、直装タイプの作業機を装着する場合は、車検証にその内容を記載する変更手続きが必要です。
- 乗用型農耕トラクタが最高速度35km/h未満でけん引する農耕作業用トレーラは、道路運送車両法上は小型特殊自動車に区分され、「車検・自賠責保険の対象外」となります（任意保険への加入を推奨します）。
- 乗用型農耕トラクタで「公道走行」するには、安全上の構造、装置（車体の大きさ、重量、タイヤ、ブレーキ、灯火類等）や環境面（排出ガス等）を含む各種性能等が、道路運送車両法の「保安基準に適合」していなければなりません。
- 作業機を直接装着又はけん引した乗用型農耕トラクタは、保安基準緩和認定の条件等を満たした場合に限って公道走行することが可能です。公道走行に当たっては、灯火器類（前照灯、車幅灯、尾灯、後部反射器、制動灯、後退灯、方向指示器）、全幅（作業機含む）、後写鏡、安定性（安定傾斜角度）、制動装置や制動性能、構造要件等について、充分ご確認ください。また、後方車両が気付きやすいよう、低速車マークや反射テープを取り付ける等の安全対策を徹底してください。

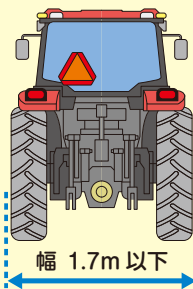
※ 該当する免許がないと「無免許運転」となり、普通免許など全ての免許が取り消されてしまいます！ 実際にも普通免許だけでは足りない場合が多いので、大型特殊、けん引など、必要な免許は必ず取得しましょう！

「公道等を走行」する際に必要な運転免許

Q どのような場合に大型特殊免許が必要なのですか？

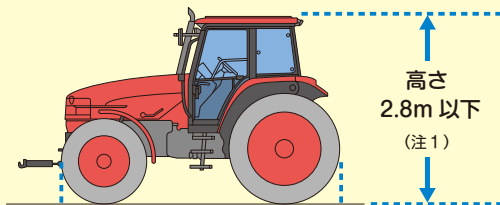
A 全長 4.7m、全幅 1.7m、全高 2.0m（作業機を含む。全高は、安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合は2.8m）、最高速度 15km/hのいずれか1つでも超える場合には大型特殊免許が必要です。

作業機装着前



幅 1.7m 以下

小型特殊・普通免許で運転可能



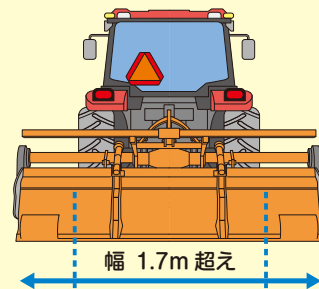
高さ
2.8m 以下
(注1)

長さ 4.7m 以下

最高速度 15km/h 以下

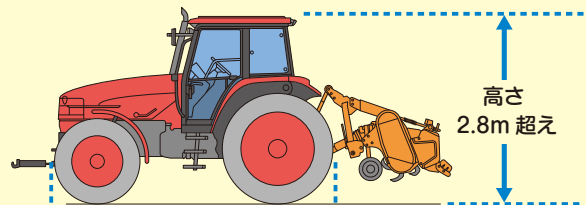
注1：安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合

作業機装着後（直装タイプ）



幅 1.7m 超え

新たに大型特殊免許が必要



高さ
2.8m 超え

長さ 4.7m 超え

最高速度 15km/h 超え

※ 作業機を装着した場合は、保安基準緩和認定の条件等を満たしていなければ公道走行できません。